

日医発第 2075 号（法安）
令和 7 年 3 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 藤原 慶正
(公 印 省 略)

医療事故情報収集等事業事例報告システムの変更の御案内について
(周知依頼)

医療事故情報収集等事業においては、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成 16 年 10 月から、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 12 条に基づき、特定機能病院等の報告義務対象医療機関に対して、医療機関内における事故その他の報告を求める事案（事故等事案）に関する報告書を、登録分析機関である公益財団法人日本医療機能評価機構に提出することを義務づけるとともに、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも任意の参加を受け付けており、令和 6 年 9 月 30 日現在、参加登録は 4,178 施設となっております。

今般、報告しやすい環境を整えるため、公益財団法人日本医療機能評価機構において、医療機関からの報告項目を含む事例報告システムの改修が実施され、本年 4 月 1 日より変更後のシステム（新システム）が稼働する旨、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より各都道府県等衛生主管部（局）宛に別添のとおり事務連絡が出され、本会に対しても連絡がございました。

つきましては、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新システム稼働後の「医療事故情報」及び「ヒヤリ・ハット事例」として報告する新項目については令和 6 年 10 月 31 日に公表され、「事例報告システムの変更のご案内」については本年 2 月 10 日に日本医療機能評価機構より公表されておりますことを申し添えます。

以上

【参考】

公益社団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業ホームページ
https://www.med-safe.jp/pdf/houkoku_pamphlet.pdf

事務連絡
令和7年2月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

医療事故情報収集等事業事例報告システムの変更の御案内について
(周知依頼)

医療安全行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故情報収集等事業においては、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成16年10月から、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条に基づき、特定機能病院等の報告義務対象医療機関に対して、医療機関内における事故その他の報告を求める事案（事故等事案）に関する報告書を、登録分析機関である公益財団法人日本医療機能評価機構に提出することを義務づけるとともに、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも任意の参加を受け付けており、令和6年9月30日現在、参加登録は4,178施設となっております。

今般、より報告しやすい環境を整えるため、公益財団法人日本医療機能評価機構において、医療機関からの報告項目を含む事例報告システムの改修が実施され、本年4月1日より変更後のシステム（新システム）が稼働することとなりました。なお、新システム稼働後の「医療事故情報」及び「ヒヤリ・ハット事例」として報告する新項目については令和6年10月31日に公表され、「事例報告システムの変更のご案内」については本年2月10日に日本医療機能評価機構より公表されているところです。

貴部局におかれましては、本事業について御理解いただき、管内医療機関へ当該変更の御案内の周知をよろしく申し上げます。また、本事業への参加及び参加登録医療機関における積極的な事故等事案の報告が図られますよう、格別の御配慮をよろしく申し上げます。

以上

(参考)

公益社団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業ホームページ

https://www.med-safe.jp/pdf/houkoku_pamphlet.pdf